

《産業保健看護専門家制度名簿 登録者の登録を更新、若しくは有効期間延長をされる方へ》

産業保健看護専門家制度名簿 登録者への登録更新、若しくは有効期間延長をされる方は、以下の各書類を準備し、事務局に送付してください。なお、本制度登録後に会費未納等により日本産業衛生学会の会員資格を失効した場合は、その理由に関わらず本制度登録削除となりますのでご注意ください。

I. 登録更新（保健師・看護師）

1. 産業保健看護専門家制度名簿 登録者 登録更新申請書（様式第 20 号-1）
2. 登録更新手数料（手数料 16,500 円（消費税込み））受領証（写）：様式第 20 号-1 の裏面に貼付
3. 研修単位報告書（様式第 2 号-1）

※ 産業保健看護専門家制度名簿 登録者への登録有効期間は、登録証に記載される登録日の翌日から起算して 5 年を経過する日までであり、期間内に登録の更新を行わないときは、その効力を失うが、委員会が、その事由がやむを得ざるものと認めた者については、1 回に限り登録を更新することができる。その場合の登録有効期間は、登録証に記載されている登録有効期限翌日から起算して 5 年間とする。

※ 更新時には、専門家認定試験受験資格（研修履歴、研究業績、学会活動、社会貢献など、施行細則第 8 条第 1 項、第 2 項、第 4 項、第 5 項及び第 6 項に定める各要件）について、更新前に取得した内容を引き継ぐことができる。

※ 更新手続きは、登録有効期限を迎える前に行うこと。

※ 審査の結果、更新資格が満たされていないと判定された場合であっても、一旦納付された手数料は返還しない。

II. 有効期間延長（保健師・看護師）

1. 有効期間延長・更新猶予申請書（様式第 14 号-1）

※ 産業保健看護専門家制度名簿 登録者への登録有効期間は、登録証に記載される登録日の翌日から起算して 5 年を経過する日までだが、有効期間中に法令に定められた各種（出産、育児、介護、公傷、私傷病等）休業及び休暇を取得した場合、自身や配偶者のやむを得ない事情（進学や海外転勤への同伴等）による実務の中断があった場合等に、その期間について有効期間の延長ができる。

※ 有効期間延長の可否は、委員会で申請内容を確認の上、決定する。

※ 有効期間延長を希望する者の申請期限は、登録証に記載される登録有効期限翌日から起算して 6 か月以内とする。